

岩手県公共測量作業規程

平成 28 年度以降

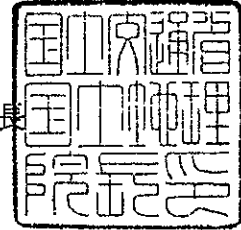
平成 28 年 4 月 6 日以降適用

岩 手 県 県 土 整 備 部

国地企指第 52 号
平成 28 年 4 月 1 日

測量計画機関の長 殿

国土地理院長



作業規程の準則の一部改正について（通知）

今般、測量法（昭和24年法律第188号）第34条に基づく作業規程の準則（平成20年国土交通省告示第413号）の一部が、平成28年3月31日付け国土交通省告示第565号（別紙1参照）により改正されましたので、通知します。

なお、改正概要及び測量計画機関における必要な対応は、別紙2のとおりです。



(本文)

○国土交通省告示第五百六十五号
 測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第
 三十四条の規定に基づき、作業規程の準則(平
 成二十年国土交通省告示第四百十三号)の一部
 を改正したので、その関係書類は、国土交通省
 国土地理院(茨城県つくば市北郷一番)に備え
 置いて閲覧に供する。
 平成二十八年三月三十一日
 国土交通大臣 石井 啓一

作業規程の準則の一部改正について

1. はじめに

測量計画機関が公共測量を実施しようとする場合、当該測量について、測量の方法、観測機械の種類、精度等について規定した作業規程を定め、国土交通大臣の承認を得る必要があります。すでに承認を得ている作業規程を変更する場合も同様に変更承認の手続が必要です。測量は専門的で内容が広範囲にわたるため、国土交通大臣は、公共測量の一般的な規範（手本）として、測量法 34 条に基づく「作業規程の準則」（平成 20 年国土交通省告示第 413 号）を定めており、多くの測量計画機関は、準則を準用して公共測量を実施しています。この度、下記の内容を反映させるため、準則の一部改正を行いました。

今回の一部改正に係る書類は、国土交通省国土地理院（茨城県つくば市北郷 1 番）に備え置いて閲覧に供しているとともに、国土地理院ホームページの下記 URL においても公開しています。新旧対照表も掲載しています。

<http://psgsv2.gsi.go.jp/koukyou/jyunsoku/index.html>

2. 主な準則の改正内容について

① 「電子基準点のみを既知点とした基準点測量」の適用拡大

準則では、1 級基準点測量のみで利用可能となっている電子基準点のみを既知点とする測量方法を 2 級基準点測量にも適用させました。また、4 級基準点測量において電子基準点のみを既知点として設置した基準点や電子基準点を既知点とする場合に、より効率的な設置が可能となりました。

② 「車載写真レーザ測量」の新規追加

地形測量及び写真測量の方法として車載写真レーザ測量（従前のマニュアルにおける「移動計測車両による測量システム（MMS）」）を新規追加しました。車載写真レーザ測量とは、車両に自車位置姿勢データ取得装置及び数値図化用データ取得装置を搭載した計測・解析システムを用いて道路及びその周辺の地形、地物等を測定し、取得したデータから数値図化機及び図形編集装置により数値地形図データを作成する作業のことで、作成する数値地形図データの地図情報レベルは、500 及び 1000 を標準としています。

③ 多言語表記による図式の新規追加

訪日外国人旅行者の円滑な移動や快適な滞在のための環境整備を進める上で、多

言語に対応した外国人にわかりやすい地図を普及させることが重要です。地図における地名等の英語表記基準や外国人が直感的に理解しやすい地図記号について準則に新規追加しました。

3. 準則を準用している測量計画機関における対応について

測量法第33条第1項に基づく公共測量作業規程の制定について、貴機関は準則を準用しているため、引き続き最新の準則を準用する場合、作業規程の変更承認申請手続は必要ありません。

各測量計画機関における公共測量作業規程登録情報は、以下を参照ください。

http://psgsv2.gsi.go.jp/kouhyou/Kouhyou_SagyouKitei/Kensaku9.aspx

作業規程の承認申請に関する詳細は以下を参照ください。

http://psgsv2.gsi.go.jp/koukyou/public/tetuzuki/index_tetsuduki.html#1

4. その他

本改正の内容を、貴機関の関係部署へ周知願います。

<問合せ先>

別紙、問い合わせ一覧のとおり

(問い合わせ一覧)

担当者	管轄	連絡先
北海道地方測量部 公共測量担当	北海道	電話番号：011 (709) 2311 (内線 4520) FAX：011 (709) 2498 E-Mail gsi-kokyo-ho@ml.mlit.go.jp
東北地方測量部 公共測量担当	青森県、岩手県、 宮城県、秋田県、 山形県、福島県	電話番号：022 (295) 8611、8544、8566 FAX：022 (256) 9663 E-Mail gsi-tohoku-koukyo@ml.mlit.go.jp
関東地方測量部 公共測量担当	茨城県、栃木県、 群馬県、埼玉県、 千葉県、東京都、 神奈川県、山梨 県、長野県	電話番号：03 (5213) 2053、2062 FAX：03 (5213) 2053、2062 E-Mail gsi-k-kokyo@ml.mlit.go.jp
北陸地方測量部 公共測量担当	新潟県、富山県、 石川県、福井県	電話番号：076 (441) 0888、0933 FAX：076 (441) 0889 E-Mail gsi-hr-pub@ml.mlit.go.jp
中部地方測量部 公共測量担当	岐阜県、静岡県、 愛知県、三重県	電話番号：052 (961) 5509 FAX：052 (961) 5639 E-Mail gsi-kokyo-cb@ml.mlit.go.jp
近畿地方測量部 公共測量担当	滋賀県、京都府、 大阪府、兵庫県、 奈良県、和歌山県	電話番号：06 (6941) 4507、4930 FAX：06 (6941) 4427 E-Mail gsi-kinki-kokyo@ml.mlit.go.jp
中国地方測量部 公共測量担当	鳥取県、島根県、 岡山県、広島県、 山口県	電話番号：082 (221) 9743、9840 FAX：082 (221) 4950 E-Mail gsi-cgkokyo@ml.mlit.go.jp
四国地方測量部 公共測量担当	徳島県、香川県、 愛媛県、高知県	電話番号：087 (861) 9013 FAX：087 (837) 3493 E-Mail gsi-si-koukyo@ml.mlit.go.jp
九州地方測量部 公共測量担当	福岡県、佐賀県、 長崎県、熊本県、 大分県、宮崎県、 鹿児島県	電話番号：092 (411) 7916、7881 FAX：092 (411) 7916 E-Mail gsi-koukyou-9@ml.mlit.go.jp
沖縄支所 公共測量担当	沖縄県	電話番号：098 (855) 2595 FAX：098 (855) 2596 E-Mail gsi-uruma@ml.mlit.go.jp

又は国土地理院企画部測量指導課 公共測量係
〒305-0811 茨城県つくば市北郷1番
電話番号：029(864)1111 (内線 3253)
E-mail gsi-koukyou@ml.mlit.go.jp



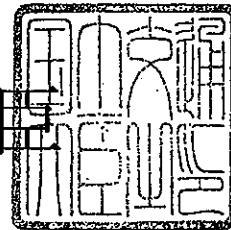
公共測量作業規程変更承認書

岩手県知事

平成 20 年 5 月 8 日 付け 建技 第 76 号 で 申 請 の あ っ た 岩 手 県 公 共
測 量 作 業 規 程 は、 測 量 法 (昭 和 24 年 法 律 第 188 号) 第 33 条 第 1 項
の 規 定 に よ り 承 認 す る。

平成 20 年 5 月 22 日

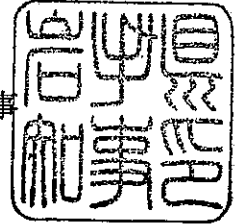
国土交通大臣



建技第 76 号
平成20年 5月 8日

国土交通大臣 殿

岩 手 県 知 事



公共測量作業規程の変更承認申請書

平成14年5月10日付け国国地発第181号で承認された岩手県公共測量作業規程を別添のとおり変更したので測量法（昭和24年法律第188号）第33条第1項の規定に基づき、承認を申請します。

計画機関	担当課（送付先）	計画機関所在地	準用規程
岩手県	県土整備部 建設技術振興課 技術企画指導担当	〒020-8570 岩手県盛岡市内丸10番1号 TEL 019-629-5951	作業規程の準則 （平成20年国土交通省 告示第413号）

岩 手 県 公 共 測 量 作 業 規 程

岩手県公共測量作業規程は、作業規程の準則（平成20年国土交通省告示第413号）を準用する。

この場合において、準則の第1条第1項中「準則」とあるのは「規程」と、「第34条」とあるのは「第33条第1項」と、同条第2項「準則」とあるのは「規程」と読み替え、「規程は、」の下に「岩手県が行う」を加える。

第2条中「公共測量」とあるのは「この規程を適用して行う測量」と、第3条第2項中「準則」とあるのは「規程」と、第5条第3項第二号中「準則」とあるのは「規程」と、第7条中「準則」とあるのは「規程」と、第8条第1項中「準則」とあるのは「規程」と、第17条第1項中「準則」とあるのは「規程」と、同条第2項中「準則」とあるのは「規程」と、附則中「準則」とあるのは「規程」と、それぞれ読み替えるものとする。